

## 石川県低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、土木部が発注する建設工事の入札における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、総合評価方式対象工事及び特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する工事（以下「対象工事」という。）に係る入札に適用するものとする。

### (対象工事における入札公告の記載事項)

第3条 執行機関の長は、対象工事を入札に付そうとするときは、石川県制限付き一般競争入札実施要領第7条及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条に規定するもののほか、当該入札に低入札価格調査制度を適用する旨を公告しなければならない。

### (調査基準価格等の設定)

第4条 執行機関の長は、対象工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、失格とする。

### (調査基準価格)

第4条の2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額（スクラップ処分費が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分費を控除した額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

3 第1項により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第4条の3 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる(1)から(4)の合計額(スクラップ処分費が計上されている場合は、(1)から(4)の合計額からスクラップ処分費を控除した額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 建築・設備工事については、前項の直接工事費のうち、経費計上分(10%相当)は現場管理費とみなす。

(落札者の決定)

第5条 対象工事の入札に係る落札者の決定は、石川県制限付き一般競争入札実施要領第9条の規定に加え、次条から第12条までに規定するところによるものとする。

(落札決定の保留)

第6条 執行機関の長は、開札を行った場合において、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者が落札候補者であるときは、落札の決定を保留しなければならない。

(調査の実施および提出書類)

第7条 執行機関の長は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、落札候補者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(総合評価方式対象工事にあつては、政令第167条の10の2第2項)に規定する当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)を次に掲げる項目について行わなければならない。

- (1) 入札金額の積算内訳
- (2) 下請予定業者等一覧表
- (3) 配置予定技術者名簿
- (4) 資材購入先予定一覧
- (5) 機械リース元一覧
- (6) 労務者の確保計画
- (7) 工種別労務者配置計画
- (8) 建設副産物の搬出地
- (9) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書

- (10) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）
- (11) 品質確保体制（品質管理計画書）
- (12) 品質確保体制（出来形管理計画書）
- (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- (14) 安全衛生管理体制（点検計画）
- (15) 施工体制台帳
- (16) 当該価格で入札した理由
- (17) 手持ち工事の状況
- (18) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (19) 手持ち資材の状況
- (20) 手持ち機械の状況
- (21) 安全衛生管理体制（仮設置計画）
- (22) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）
- (23) 誓約書
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (25) その他必要な事項

2 低入札価格調査に必要な書類（以下「調査資料」という。）及び提出方法は、別に定める。

3 前項の調査資料は、調査資料の提出を求める通知のあった日の翌日から起算して3日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間）に提出するものとする。

4 落札候補者が石川県建設工事総合評価方式試行要領第6条の規定等により第1項各号に関する書類を既に提出している場合は、当該提出済みの書類を調査資料とみなす。

5 執行機関の長は、第3項の調査資料提出後、速やかに当該落札候補者に対し聴取り調査を実施するものとする。

6 第3項の提出期限までに調査資料を提出しない場合又は前項の聴取り調査に応じない場合等、低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とした上で、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置を講ずることがある。

（入札審査委員会への意見聴取）

第8条 執行機関の長は、低入札価格調査を行ったときは、当該低入札価格調査の結果および意見を記載した書面を本庁に設置する入札審査委員会（以下「入札審査委員会」という。）に提出し、意見を求めなければならない。

（入札審査委員会の審査および意見の表示）

第9条 入札審査委員会は、前条の書面の提出を受けたときは、当該書面に基づき、契約の内容に適

合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。

- 2 入札審査委員会は、前条の規定により執行機関の長から意見を求められたときは、書面によって意見を述べるものとする。

(入札審査委員会の意見に基づく落札者の決定)

第10条 前条の規定による入札審査委員会の意見が落札候補者を落札者とするを適当とするものであるときは、その旨を執行機関の長に通知するものとする。

- 2 執行機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、落札候補者を落札者と決定するものとする。

(落札候補者を失格とする場合の再度の調査)

第11条 第9条の規定による入札審査委員会の意見が落札候補者を失格とするを適当とするものであるときは、その旨を執行機関の長に通知するものとする。

- 2 執行機関の長は、前項の規定による通知を受けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者（総合評価方式対象工事にあつては、評価値の最も高い者）（以下「次順位者」という。）について、低入札価格調査を行わなければならない。ただし、次順位者の入札した価格が調査基準価格以上であるときは、低入札価格調査を行わず、当該次順位者を落札者と決定するものとする。
- 3 執行機関の長は、前条第2項または前項ただし書きの規定により落札者が決定するまで、第7条から第9条までの規定の例により、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、第7条から第11条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

(落札決定の通知)

第12条 執行機関の長は、第10条第2項または前条第2項ただし書きの規定により落札者を決定するときは、落札者にその旨を通知するものとする。

- 2 執行機関の長は、前条第2項ただし書きの規定により次順位者を落札者と決定したときは、入札参加者に対して次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(入札金額が調査基準価格を下回る落札者との契約等に係る措置)

第13条 前条の規定により決定された落札者の入札金額が調査基準価格を下回る場合にあつては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は請負代金額の10分の3以上とすること
- (2) 前金払は請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあつては、10分の4に相当する額以内とすること

(3) 入札公告において求めている配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること

2 執行機関の長は、入札公告等において前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

(特定調達契約に該当する工事の入札)

第14条 特定調達契約に該当する工事の入札にあつては、次の各号のとおり取扱いとする。

(1) 第4条第1項に規定する失格基準価格は設けないこととし、調査基準価格を下回る価格で申し込みを行った者のうち、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する基準価格（以下「特別重点調査基準価格」という。）を設けるものとする。

(2) 特別重点調査基準価格の算出にあつては第4条の3の規定を準用するものとする。

(3) 第7条第3項中「3日以内」とあるのは「7日以内」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。